

神戸市長田区

真陽地区

防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

(災害初動対応計画書)

平成26年12月作成
真陽地区防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドの作成について…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。

真陽地区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド(案)

(災害初動対応計画書)

防コミ運営本部設置基準

- 震度5弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- 特別警報が出された場合。
- 上記のほか、大雨等で神戸市に土砂災害警戒情報が発表された場合。

活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

防コミ運営本部 設置場所	地域福祉センター <ただし津波時は、水笠通公園>		
前進指揮所	地域福祉センター (津波時は、地震後60分までに 閉鎖し、水笠通公園へ)		
防災資機材庫の場所 (緊急時には錠破壊も可)	地域福祉センター	真陽小学校	さつき会館
避難場所	水笠通公園(津波時)	緊急退避は、津波避難ビル(14か所、資料参照)	
避難所	真陽小学校 (津波時以外)		
福祉避難所	地域福祉センター (要援護者のみ)		
ポンプ付耐震性防火水槽 (消防団と一緒に訓練する)	新長田公園 (大橋町3丁目)	真陽小学校	
防災行政無線保有者	<input type="checkbox"/> 宅	<input type="checkbox"/> 宅	
要援護者名簿保管場所	各自治会長	民生委員	長田在宅福祉センター (真陽全体の名簿)

資機材目録(随時更新してください)

用途	品名	数量(平成26年)	数量(年)	数量(年)
消火用	小型動力ポンプ	1式		
	組み立て水槽	1基		
	消火用バケツ	100個		
救助用	ハール	100丁		
	スコップ	100丁		
	鋸	100丁		
	ジャッキ	10台		
搬送用	リヤカー	2台		
その他	ハンドマイク	19台		
丸五市場	消火器	30本		
	消火用バケツ	30個		
	ハール	2丁		
	消火用水栓	1		
	消火用ホース	6		
	リヤカー	2台		
さつき会館				

今後の資機材整備計画案(あったらいいなと思う道具)

本部立ち上げ用	「真陽地区本部」馬印
	アウトドアテーブル
	トランシーバ
	ホワイトボード
	耐水紙
	筆記具
	照明器具
タイムキーパー班	時計
	ストップウォッチ
	ラジオ
	メガホン

- ・将来的に、本部立ち上げ資機材は、水笠通公園に資機材庫を設置し、格納する。
 ※「真陽地区本部」馬印とは・・・オール真陽地区の本部の設置場所を示すもの(旗印)であり、
 普段の活動場所である真陽地域福祉センターを離れた水笠通公園に真陽地区の本部が移ったことを明示し、情報の集約を容易にするためのもの。図案には「真陽地区本部」の文字が入ることが望ましい。

今後の活動計画案(「その日」までにできたらいいなと思う準備)

・隣接防コミとの合同訓練

新長田北安全安心の防災福祉コミュニティとの合同訓練を実施し、その中で水笠通公園に本部設置訓練も行う。(できれば、本部立ち上げ資機材保管場所も検討)

・「タイムキーパー班」訓練

「タイムキーパー班長」は、本部付近にて、ラジオ、時計、トランシーバ、メガホン等を備え、地震発生後10分刻みで時報を行う。

「タイムキーパー班員」は、ラジオ、時計、トランシーバ、メガホン等を備え、JR山陽本線のガード下に分かれて、海側に戻ろうとする地区住民がいればJRより山側に留まるよう呼びかける(要援護者が真陽地区にいたとしても、津波到達までに真陽地区に2回戻るのは、時間的に不可能であるため)。

・井戸水使用による消火訓練

地区内の井戸を地図に落とし、小型動力ポンプによる消火訓練を行う。

真陽地区 協力事業所

協力事業所	電話	協力内容
近田電機工業(株)	078-643-2211	人的協力(単車2台による避難経路安全確認)
窪田精機工業(有)	078-642-3663	人的協力
株式会社POT	078-646-8661	物的協力
株式会社ホームセンターアグロ アグロガーデン 神戸駒ヶ林店	078-646-4455	物的協力
医療法人社団十善会 野瀬病院	078-641-2424	物的協力(ストレッチャー、資機材)

①地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、役員名簿、災害時要援護者名簿などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 自治会毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 単位自治会長等は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- 防コミ運営本部はラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防コミ運営本部が防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロック長に伝達する。
- 防コミ運営本部は、伝令等により、ブロック長から各地区内の被害状況や通行

困難な道路、住民の安否等の状況調査を行う。

*地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

4 安否確認 (→安否確認体制の整備が今後の課題になるのでは)

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。

*ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

- ブロック単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
- 井戸の水も利用する。

*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。

*救出にはジャッキやパール、のこぎりなどが有効です。

- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援 (→要援護者避難支援体制の整備が今後の課題になるのでは)

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる
- 避難者名簿の作成

②津波

大原則「各自、自助によって避難。その次に共助(防コミ)」

0 事前の準備

- 家族が一緒ではない時間帯なら、水笠通公園に集合することを子供も含めた家族と申し合わせる。幼稚園・保育所・小学校に引き取りに行く余裕があると思える時でも、水笠通公園以外では引き取らないことを確認する。
- 遠方に住む親戚に、「津波時は真陽は水笠通公園を避難場所とする」ことを事前に伝えておく。
- ラジオは身につけておく。
- 同時送信メールによる連絡網を整備する。

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 市からの情報が無くても、強い揺れや長い揺れを感じた時は、津波が発生すると判断し、あらかじめ定めた津波の影響を受けない場所「水笠通公園」に運営本部を設置する。
- 防災行政無線やテレビなどで情報収集できなくても、約1分以上の長い揺れを感じれば、避難する。
- とりあえず国道2号線より北へ避難する。
- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、役員名簿などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 本部に、「真陽地区本部」の馬印を掲げる。
- 「真陽地区の方は集まってください」と呼びかけ、活動人員と情報を募る。
- 活動人員が不足している場合は、元気な避難者の中から活動人員を募る。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から津波警報、津波注意報等を収集するとともに、有線電話、携帯電話等を使用して、ブロック長に伝達する。
- 災害時要援護者に直ちに避難を呼びかける。

3 各戸の「避難済み」等の目印については、特に掲出しない。

(※1に詳述)

4 消火活動

- 水バケツ、消火器で消火できる範囲（火炎が天井まで）であれば消火を試み、それ以上の規模になれば津波の危険性を鑑みて避難。

5 避難支援

- ブロック内の住民は、直ちに避難が困難な災害時要援護者の避難支援を行うとともに、避難の際には「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを行い、率先して避難する。
- ストレッチャーも含めて、車椅子、シルバーカーなど、身の回りにある車輪がついた道具を使って、災害時要援護者の避難支援を行う。

6 タイムキーパー班（時間管理班）

- 統括防災リーダーは、タイムキーパー班長を指名する。
- 「タイムキーパー班長」は、本部付近にて、ラジオ、時計、トランシーバ、メガホン等を備え、地震発生後10分刻みで時報を行う。
- 「タイムキーパー班員」は、ラジオ、時計、トランシーバ、メガホン等を備え、JR山陽本線のガード下に分かれて、海側に戻ろうとする地区住民がいればJRより山側に留まるよう呼びかける。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・ 障がいのある方
- ・ 介護が必要な方
- ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

※ 要援護者としての登録を希望される方は、民生委員にお申し出ください。

※1 「3 各戸の「避難済み」等の目印については、特に掲出しない。

(※1に詳述)の議論の過程について

各戸に「避難済み／救助不要」の目印を掲出するか否かの議論があり、以下の案が出たが、結論として掲出しないこととした。

3 「秘密のアイテム」 <継続検討>

□「避難済み」「確認済み」または「支援不要」の家に「真陽地区の秘密のアイテム」を掲出する（もしくは、しない）。

（ワークショップで出た秘密のアイテム案：黄色リボン、緑・赤ガムテープ、タオル、衣類、茶碗、片方みの靴等、身近にある物品を使用する）

※「秘密のアイテム」の論点整理

- ①掲出するか？しないか？（時間的余裕等）
- ②掲出するなら、空き巣を誘わないよう、言葉で書くのではなく、真陽独自ルールによる「秘密のアイテム」が必要。
- ③ 掲出するなら、「SOS」を発信するのではなく、「救出不要（我が家は大丈夫ですとの情報）」を掲出する。

「掲出しない」と決定した理由は、主に以下の3点。

- ・言葉で書くと、防犯上問題がある
- ・言葉の代わりに「秘密のアイテム」掲出だと、周知統一が困難
- ・一刻を争う時に、ひと手間増える（避難準備時間が長くなってしまう）

ただ、貴重なご意見がたくさんあり、「削除」するのは惜しいので、今後の参考としてここに記しました。

③風水害

【災害発生前】

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック（自治会）長に伝達する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

1 防コミ運営本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長(単位自治会長等)は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難者名簿を作成する。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・外国人など日本語が理解できない方や、難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

※ 要援護者としての登録を希望される方は、民生委員にお申し出ください。

④ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を、見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 同行避難してきたペットへの配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所（次頁参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

⑤長野県飯田市三穂地区との広域相互応援計画

【災害が起きるまでに、どんな相互応援ができるか、三穂地区と協議する】

初動対応～復旧初期を想定

0 災害が起こるまでに

- 「真陽地区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド（この冊子）」と、飯田市三穂地区の災害初動対応計画（あれば）を一部ずつ交換しておく。
- 津波時には、防コミ運営本部が水笠公園に設置されることを確認しておく。

1 応援計画（真陽→三穂）

- 飯田市で「震度5弱」「激甚災害」「その他応援が必要と思われる事案」が発生した場合、テレビ・ラジオ等で情報収集を開始する（地震の場合は回線輻輳を考慮し、質問事項はあらかじめまとめてから電話連絡する）。
- 応援に行く場合は応援隊用として、現地の状況に応じて、以下の自前調達を考慮する（自己完結を旨とし、被災地に迷惑をかけない）。
 - ・食糧、燃料、宿泊場所（テント、寝袋等）、その他滞在中の生活資材
 - ・ごみの持ち帰り
- 物資を届ける場合には、必ず箱の上面及び周囲4面に「内容物」「数量」を記載する。
- 物流復旧以前に現地入りする場合は、最後の給油・食糧調達は、被災地から十分距離をとった場所で行う。
物流復旧後は、被災地経済復興も兼ねて、現地調達を行う。
- 応援隊員は、ボランティア保険に加入する。
- 服装は、ヘルメット、手袋、長袖長ズボン（夏場は調整）、踏み抜き防止靴を用意し、熱中症を含む傷病の防止に心がける。
- 不慣れな場所なので、二次災害防止と事故防止を心がける。
（余震による倒壊、土砂ダム崩壊による土石流、斜面の二次崩壊、路肩崩壊による脱輪等）
- 災害現場での活動時には、安全管理者を配置し、現場を俯瞰する。

2 受援計画（三穂→真陽）

- 二次災害の恐れがあるときは、三穂隊と情報共有する。
- おこなってほしい活動を、具体的にお願いします。

「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、357箇所を「福祉避難所」に指定しています（平成29年3月末時点）。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各ブロックからの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

- 1 安否確認情報の収集
- 2 安否不明者の確認
 - (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
 - (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

- 1 外観の確認
建物に甚大な被害がないかを確認してください。
- 2 声かけ・呼びかけ確認
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 3 ドアをノックする
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。
- 4 庭、勝手口等の確認
状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

救出・救護活動

- 1 ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消 火 活 動

- 1 ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があったから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者**
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者**
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人**
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者**
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者**
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者**
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者**
避難所での電源確保が必要。

タイムキーパー（時間管理）班

- 1 班長は、本部にて10分ごとの時報。
- 2 班員は、JR山陽本線のガード下に分かれて、海側に戻ろうとする地区住民がいればJRより山側に留まるよう呼びかける。

タイムキーパー班 活動のポイント

- 1 **必要資機材を準備**
ラジオ、時計、トランシーバ、メガホン等を準備。
- 2 **班長**
本部にて時間管理を行う。
- 3 **班員**
要援護者が真陽地区にいたとしても、津波到達までに真陽地区に2回戻るのは、時間的に不可能であるため、一旦JRより山側に逃げた地区住民が浜側に戻ろうとしたときは、津波の危険性を伝える。

